

科目名		担当教員	
精神保健福祉援助実習 B		小野 芳秀 ほか	
科目コード	単位数	履修方法	配当年次
CX5909	2	実習	4年以上
履修登録条件	「精保演習A・B」「精保実習指導A」「精保実習A」をすでに履修登録済みで、「精保演習C」と「精保実習指導B」を同時に履修登録する方のみが履修登録できます。 ※その他、履修の前提科目は、『学習の手引き』3章を参照ください。		

※社会福祉学科で精神保健福祉士国家試験受験資格取得希望者に対して開設されている科目です。

※社会福祉援助技術実習との同一年度受講はできません。

※今後の見直しなどにより、ここに記載の内容を変更する場合があります。詳しくは『With』等でご案内します。

※実習免除者は受講不要です。

科目の概要

■実習の内容

精神科医療機関における精神保健福祉援助実習を通して、実習先医療機関の実情に応じて患者への個別支援を経験しながら、下記の精神保健福祉士としての専門的知識と技術ならびに価値を体得します。

- ①入院時又は急性期の患者およびその家族への相談援助。
- ②退院又は地域移行・地域支援に向けた、患者およびその家族への相談援助。
- ③多職種や病院外の関係機関との連携を通じた援助。
- ④治療中の患者およびその家族への相談援助。
- ⑤日常生活や社会生活上の問題に関する、患者およびその家族への相談援助。
- ⑥地域の精神科病院や関係機関との連携を通じた援助。

■科目の内容

本科目は、精神保健福祉士資格取得のために規定された実習のうち、医療機関実習（12日間以上かつ90時間以上）にあたります。

「精保実習A」（福祉施設実習）における学びを踏まえ、学生自身が、専門職である援助者として、ふさわしい人材であるかどうかを見つめることが重要となります。そのための事前学習は重要な意味を持ちます。大学から与えられた課題のみではなく、生活経験や業務実績を通して得た課題をさらに深め、確認していけるよう、学生自身が、積極的に学ぶ姿勢が必要です。実習を通し、精神保健福祉士としての価値や倫理、技術を十分に自分のものとしていくことが望まれます。

■到達目標

精神科医療機関における現場実習を通じて下記 1)～6) について理解できるようになる。

- 1) 入院時又は急性期の患者及びその家族への相談援助。
- 2) 退院又は地域移行・地域支援に向けた、患者及びその家族への相談援助。
- 3) 多職種や病院外の関係機関との連携を通じた援助。
- 4) 治療中の患者及びその家族への相談援助。

- 5) 日常生活や社会生活上の問題に関する、患者及びその家族への相談援助。
- 6) 地域の精神科病院や関係機関との連携を通じた援助。

■学位授与の方針（ディプロマポリシー）との関連

とくに「人と社会の理解力」「俯瞰的な分析力」「倫理的実践力」「開発・創造力」を身につけてほしい。

■教科書・参考図書

【教科書】（「精保実習指導 A・B」「精保実習 A」と共通）

- 1) 精神保健福祉士養成セミナー編集委員会『精神保健福祉士養成セミナー8 精神保健福祉援助実習指導・現場実習〈第6版〉』へるす出版、2017年（改訂新版でも可）

（最近の教科書変更時期）2017年4月

「精保実習指導A」で配本のため、この科目での教科書配本はありません。

【参考図書】

- 1) 一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟『最新 精神保健福祉士養成講座8 ソーシャルワーク実習指導 ソーシャルワーク実習〔精神専門〕』中央法規出版、2021年
- 2) 福祉臨床シリーズ編集委員会編『精神保健福祉士シリーズ11 精神保健福祉援助実習〈第2版〉』弘文堂、2018年

■実習期間

4年次の7/1～11/30 12日間かつ90時間

下記の例のとおり、実習は実習先の休業日に従い、原則連続を基本とします（分割による実習は不可）。

（例1）土日が休みの実習（週5日の2週間と2日）

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
月	火	水	木	金	月	火	水	木	金	月	火

※「精神保健福祉援助実習A」に記載の「■実習期間」の注意事項参照

■学習を進めるにあたっての注意事項

実習受講にあたり、精保実習A事後指導（「精保演習B-2+実習指導A-2」）受講時に「精保実習B」受講希望者を対象に必要に応じて面接等を実施します。実習受講には面接等に合格し、本学より実習受講の許可を受ける必要があります。

また、演習・実習指導・実習の各受講条件を満たすためには、年間のスクーリング開講予定や科目修了試験の開催日程、自身の学習時間の確保を含む「学習計画」が必須となります。各条件を満たすために指定科目のレポートを「いつまでに作成するか」等、計画的に学習を進めてください。

■精保実習B申込について

「精保実習B希望届」に基づき実習受入依頼調整を行います。「精保実習A」受講の翌年度以降に実習受講を希望する方は、7月発行の『With』または学生専用『ポータルサイト』の案内に従ってエントリーを行い、「精保実習B」（福祉施設実習）の受講申込を行ってください。特に希望する実習先がある場合は、所定の申込方法に沿ってご希望ください（次項「■実習施設に関する注意事項」参照）。

実習先には指導者として要件を満たした精神保健福祉士が確保されている必要があります（確認は依頼の際に大学で行いますので、希望申込の時点で学生が直接確認する必要はありません）。

なお、実習は、基本的に大学で実習先を指定する「配属実習」となります。必ずしも希望通りに依頼されない場合があることを予めご了承ください。

■医療機関を受診している方へ

現在、医療機関を受診している方は、養成に係る省令（「実習を実施する際には、健康診断等の方法により、実習生が良好な健康状態にあることを確認した上で実施すること。」23 文科高第 501 号障発 0805 第 9 号平成 23 年 8 月 5 日）により、あらかじめ実習係宛に申し出た上で「実習を行っても健康上問題がない旨」の主治医の診断書を提出していただきます。障害等により配慮の申請が必要な方も、予め実習係宛にお申し出ください。いずれも本学にて面談を実施する場合があります。申し出の時期は、原則各実習の申込み時とし、申込み後に医療機関を受診した場合は、受診後速やかに申し出てください。

■実習施設

『学習の手引き』3 章「実習先として認められる施設・事業の種別」の「医療関係施設」参照。

■実習施設に関する注意事項

自身や身内が現在受診している（または過去に受診歴のある）医療機関での実習は、情報保護等の観点から認めておりません。

■巡回指導・帰校指導について

原則として、実際に実習が行われている期間中に教員が実習機関を訪問する巡回指導が最低 1 回以上（最多で 2 回）、実習期間（実習開始日から終了日までの期間）の実習が行われていない土・日のいずれかまたは祝日に本学や所定の公共施設等において最多で 1 回の帰校指導が、合わせて 2 回実施されます。巡回指導のみ 2 回となるか巡回指導と帰校指導との組合せとなるかは、担当教員との調整により決まります（実習開始日までに確定の上、通知します）。実習期間中の土・日または祝日は、予定を空けておくようご注意ください。

■実習費

「精保実習 B」（医療機関実習） 75,000 円

実習費は、所定の時期に一括請求されます。

■「麻疹（はしか）」「インフルエンザ」などの感染症対策

対策については、本冊子「精保実習 A」に記載の事項を参照のこと。